

○国立大学法人筑波大学職員の休暇に関する規程

平成16年5月27日
法人規程第21号

改正 平成17年法人規程第29号
平成19年法人規程第19号
平成19年法人規程第57号
平成20年法人規程第15号
平成21年法人規程第6号
平成22年法人規程第15号
平成23年法人規程第14号
平成24年法人規程第33号
平成28年法人規程第21号
平成28年法人規程第75号

国立大学法人筑波大学職員の休暇に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成17年法人規則第9号。以下「本部等職員勤務時間規則」という。)第20条、国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成17年法人規則第14号。以下「附属病院職員勤務時間規則」という。)第19条及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成17年法人規則第19号。以下「附属学校職員勤務時間規則」という。)第20条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)の職員の休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(年次休暇の日数)

第2条 年次休暇の日数は、本部等職員勤務時間規則第12条第1項各号、附属病院職員勤務時間規則第11条第1項各号及び附属学校職員勤務時間規則第12条第1項各号で定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 当該年の中途において、任期が満了することにより退職することとなる職員(国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則(平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。)第68条第1項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則(平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。)第67条第1項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則(平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。)第65条第1項の規定に基づき退職することとなる職員並びに本部等職員就業規則第69条第1項、附属病院職員就業規則第68条第1項及び附属学校職員就業規則第66条第1項の規定に基づき定められた期限が到来することにより退職することとなる職

員を除く。) その年の当該年における在職期間に応じ、本部等職員勤務時間規則別表第1、附属病院職員勤務時間規則別表第1及び附属学校職員勤務時間規則別表第3の日数欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)

- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年において、新たに国又はその他の関係機関の職員(以下「交流職員」という。)となつた者であつて、引き続き新たに法人の職員となつたもの 交流職員となつた日において新たに法人の職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた本部等職員勤務時間規則別表第1、附属病院職員勤務時間規則別表第1及び附属学校職員勤務時間規則別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに法人の職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数及び時間数(1時間未満の端数がある場合は、それを切り上げる。)を減じて得た日数及び時間数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)
- (3) 当該年の前年において交流職員であつた者で引き続き当該年に新たに法人の職員となつたもの又は当該年の前年において法人の職員であつた者で引き続き当該年に交流職員となり引き続き再び法人の職員となつたもの 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数及び残時間数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日とし、1時間未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた日数及び時間数)を加えて得た日数から、法人の職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数及び時間数(1時間未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)を減じて得た日数及び時間数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(年次休暇の請求の取扱い)

第3条 職員から年次休暇の請求があつた場合であつて、当該職員の年次休暇の残日数に本部等職員勤務時間規則第12条第2項、附属病院職員勤務時間規則第11条第2項及び附属学校職員勤務時間規則第12条第2項の規定により繰り越された年次休暇があるときは、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

(年次休暇の付与単位)

第4条 本部等職員勤務時間規則第14条、附属病院職員勤務時間規則第13条及び附属学校職員勤務時間規則第14条に規定する半日を単位とする年次休暇は、次の各号のいずれかに該当する場合に与えられるものとする。

- (1) 1回の勤務時間が3時間を超え4時間を超えない時間とされている場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき。
 - (2) 1回の勤務時間が7時間を超え8時間を超えない時間とされている場合で、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が30分以内である場合において、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間のすべてを勤務しないとき。
- 2 本部等職員勤務時間規則第14条ただし書、附属病院職員勤務時間規則第13条ただし書又は附属学校職員勤務時間規則第14条ただし書に規定する1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。

- 3 本部等職員就業規則第26条の2、附属病院職員就業規則第26条の2、附属学校職員就業規則第23条の2又は附属病院短時間勤務職員就業規則第7条の各号に規定する育児短時間勤務をする職員の1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除して得られた時間（ただし、1時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。）をもって1日とする。
- 4 本部等職員就業規則第47条第2項、附属病院職員就業規則第47条第2項に規定する大学教員の1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除して得られた時間をもって1日とする。

(病気休暇)

第5条 本部等職員勤務時間規則第15条、附属病院職員勤務時間規則第14条及び附属学校職員勤務時間規則第15条に規定する疾病には、予防注射又は予防接種による著しい発熱を、療養には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためのリハビリテーションを受ける場合を含むものとする。

第5条の2 本部等職員勤務時間規則第15条第1項、附属病院職員勤務時間規則第14条第1項及び附属学校職員勤務時間規則第15条第1項の「法人が定める日」は、当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、休日が振り替えられた日その他病気休暇の日以外の勤務しない日とする。

2 前項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を取得した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。

3 本部等職員勤務時間規則第15条第2項、附属病院職員勤務時間規則第14条第2項及び附属学校職員勤務時間規則第15条第2項の「法人が定める場合」は、連続する8日以上期間における休日、勤務時間の全部について代替休暇を取得した勤務日等、休日及び休日が振り替えられた日以外の日（以下「要勤務日」という。）の日数が3日以下である場合とし、本部等職員勤務時間規則第15条第2項、附属病院職員勤務時間規則第14条第2項及び附属学校職員勤務時間規則第15条第2項の「法人が定める期間」は、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間とし、同項の「法人が定める時間」は、次に掲げる時間とする。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間

(2) 本部等職員就業規則第62条、第63条第2項又は同条第3項、附属病院就業規則第61条、第62条第2項又は同条第3項及び附属学校職員就業規則第59条、第60条第2項又は同条第3項の規定により勤務しない時間

(3) 本部等職員勤務時間規則第17条第7号、附属病院職員勤務時間規則第16条第7号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第7号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間

(4) 介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間

4 本部等職員勤務時間規則第15条第3項及び第4項、附属病院職員勤務時間規則第14条第3項及び第4項並びに附属学校職員勤務時間規則第15条第3項及び第4項の「明らかに異なる負傷又は疾病」には、症状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると

認められないものは含まれないものとし、服務監督者は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき行う症状や病因についての診断を踏まえ、明らかに異なる負傷又は疾病に該当するかどうかを判断するものとし、本部等職員勤務時間規則第15条第3項、附属病院職員勤務時間規則第14条第3項及び附属学校職員勤務時間規則第15条第3項の「特定負傷等の日」は、服務監督者が、当該診断を踏まえ、これを判断するものとする。

5 本部等職員勤務時間規則第15条第5項、附属病院職員勤務時間規則第14条第5項及び附属学校職員勤務時間規則第15条第5項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇等を取得した日が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に本部等職員勤務時間規則第15条第2項、附属病院職員勤務時間規則第14条第2項及び附属学校職員勤務時間規則第15条第2項に規定する育児部分休業等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

6 特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を取得した日は、1日を単位とする特定病気休暇を取得した日として取扱うものとする。

（特別休暇）

第6条 本部等職員勤務時間規則第17条、附属病院職員勤務時間規則第16条及び附属学校職員勤務時間規則第17条の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部等職員勤務時間規則第17条第1号、附属病院職員勤務時間規則第16条第1号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利をいう。
- (2) 本部等職員勤務時間規則第17条第4号、附属病院職員勤務時間規則第16条第4号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第4号の「一之年」とは、1暦年をいう。
- (3) 本部等職員勤務時間規則第17条第5号、附属病院職員勤務時間規則第16条第5号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第5号の「一之年」とは、1暦年をいい、同号の「5日」の取扱いについては、暦日によるものとする。
- (4) 本部等職員勤務時間規則第17条第5号ア、附属病院職員勤務時間規則第16条第5号ア及び附属学校職員勤務時間規則第17条第5号アの「相当規模の災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。
- (5) 本部等職員勤務時間規則第17条第5号イ、附属病院職員勤務時間規則第16条第5号イ及び附属学校職員勤務時間規則第17条第5号イの「施設」とは、次に掲げる施設とする。
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者

福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター
 - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
 - キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設
 - ク 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - ケ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校
 - コ アからケまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であつて学長が定めるもの
- (6) 本部等職員勤務時間規則第17条第5号ウ、附属病院職員勤務時間規則第16条第5号ウ及び附属学校職員勤務時間規則第17条第5号ウの「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障があるものに対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。
- (7) 本部等職員勤務時間規則第17条第6号、附属病院職員勤務時間規則第16条第6号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第6号の「連続する5日」とは、連続する5暦日をいう。
- (8) 本部等職員勤務時間規則第17条第8号、附属病院職員勤務時間規則第16条第8号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第8号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出産の届出等のために勤務しないことをいう。
- (9) 本部等職員勤務時間規則第17条第9号、附属病院職員勤務時間規則第16条第9号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第9号の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する」とは、職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいう。
- (10) 本部等職員勤務時間規則第17条第10号、附属病院職員勤務時間規則第16条第10号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第10号の「小学校の3年課程までに就学する子（配偶者の子を含む。）を養育する」とは、小学校の3年課程までに就学する子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することを、「一の年」とは、1暦年をいう。
- (11) 本部等職員勤務時間規則第17条第11号、附属病院職員勤務時間規則第16条第11号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第11号の「一の年」とは、1暦年をいう。

- (12) 本部等職員勤務時間規則第17条第12号、附属病院職員勤務時間規則第16条第12号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第12号の休暇は、社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間に限り使用できるものとし、「連続する日数」の取扱いについては、暦日によるものとする。
- (13) 本部等職員勤務時間規則第17条第14号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第14号の「原則として連続する3日」並びに附属病院職員勤務時間規則第16条第14号の「原則として連続する5日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。
- (14) 本部等職員勤務時間規則第17条第15号、附属病院職員勤務時間規則第16条第15号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第15号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。
- (15) 本部等職員勤務時間規則第17条第18号及び附属学校職員勤務時間規則第17条第18号の規定により一斉休業として指定する期間にやむを得ず業務を行う必要のある職員については、一斉休業として指定する期間以外の期間に、当該業務を行った期間に相当する期間を特別休暇とすることができるものとする。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.24法人規程29号）

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.22法人規程19号）

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平19.12.20法人規程57号）

この法人規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20.3.13法人規程15号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.2.26法人規程6号）

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.25法人規程15号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.24法人規程14号）

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29 法人規程33号）
この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24 法人規程21号）
この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.12.22 法人規程75号）
この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。